

社労士 AI 通信

社会保険労務士あがわといしげきが愛と情熱を込めて皆様の元へお届けします！！



【今月の風景～山口県岩国市 錦帯橋】

夏の風物詩「錦帯橋の鵜飼い」は、烏帽子や腰蓑など伝統の衣装に身をつつんだ鵜匠が、巧みな手綱さばきで鵜をあやつる伝統漁法で、その歴史は370余年前まで遡るそうです。錦帯橋が夕闇に浮かぶ頃、屋形船と鵜船がどこからともなく現れ、鵜飼漁が始まります。鵜船の篝火が錦川の川面にゆらゆらと映ってとても幻想的。平成24年12月には、岩国錦帯橋空港が開港するので、錦帯橋が身近になりますね！鵜飼遊覧の開催時期は6月から9月上旬です。

【今月のトピックス】

- 今月の風景～山口県岩国市 錦帯橋
- パートタイマーの社会保険適用拡大等が可決
- お気楽 OL AI 子の身近な法律
- コーヒーブレイク～不思議総合研究所より～
- 総務ご担当者のための「お仕事カレンダー」
- あがわ・いしげきのセミナー情報



パートタイマーの社会保険適用拡大等が可決されました

8月22日に①公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）と②被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）が公布されました。

①では、一定の要件に該当するパートタイマーなどを対象とした厚生年金・健康保険の適用拡大、産前産後休業期間の社会保険料免除等が定められており、500人超の企業は平成28年10月よりパートタイマーなど短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用が拡大されることとなります。（500人以下の企業については、平成31年9月30日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるとされています）

詳細は
厚労省の
HPへ

①公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律

<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/dl/kouhu120824-2.pdf>

②被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/dl/kouhu120824-1.pdf>

【お気楽OL A | 子の身近な法律】

お気楽すぎる発言で周囲を困らせるが、なぜか憎めないキャラのA | 子（アイコ）に手を焼く先輩U | 子（ユウコ）。今月は何が！？



第5回：時間単位の年休取得について（労働基準法第39条5項）

平成22年4月から、事業場で労使協定が締結されれば年に5日を限度として、時間単位の年次有給休暇の取得が可能になりました。これにより、例えば週40時間労働（1日8時間勤務）の方であれば、40時間分、時間単位で取得することができます。

お気楽A | 子：「すみませ〜ん。今週の金曜日ー、午後3時から3時間、有給取得したいんですけど〜」

先輩U | 子：「えっ3時間…（めんどくさ。）、いいけど…」

お気楽A | 子：「先週婚活で知り合ったイケメンビジネスマンとデートすることになったので〜、3時に職場を出てー、4時にこないだ雑誌で見たメイクつきのフェイシャルエステ行ってー、その後美容院でエクステつけてもらおっかなーとか思ってるんですけど〜」

先輩U | 子：「あっそう（聞いてないよ）、じゃ有給申請用紙に記載して持ってきて」

お気楽A | 子：「は〜いもう書いてあります。今年度は残りあと17日と5時間でーす」

先輩U | 子：「…（管理めんどくさ。）」

厚労省の平成23年調査によると、時間単位の有給休暇制度を導入している企業は7・3%。病気を抱えた労働者の職場復帰や治療と就労の両立支援のあり方をめぐって、厚生労働省の検討会がまとめた7月30日の報告書によると、平日でも病院に通えるよう時間単位の有給休暇制度や短時間勤務制度を導入するよう企業に求めています。しかし、もし協定されれば、人事や給与システム担当の方は管理が大変になることは確実。そんな正直面倒な制度ですが、厚労省のテコ入れにより、はたして定着していくのでしょうか？



コーヒーブレイク〜不思議総合研究所より〜

いしげきマネジメント・オフィスに併設？されている不思議総合研究所所長の石関が、実際に体験して「これはすごい！」と思った日本全国の不思議スポットについてご案内いたします。

第5回：分杭峠（ぶんぐいとうげ 長野県伊那市）

世界でも有数の「気」を発するといわれているパワースポット、ゼロ磁場のある長野の「分杭峠」。実はこの土地、2回訪問しています。1回めに訪れた時は、こうしたスピリチュアルな話は一般的でなく、白装束の集団を始めとして見るからに怪しげな人々が瞑想したりしていて、かなりやばめな場所でした。2回めに訪れた時は、なんと、観光客のたまり場（悲）。麦チョコを食べる人、鉱山を掘りあてるときの針金を自作してあたりをうろつきまわる人、おしゃべりに花が咲く人々…。

「こんなんでも気を感じられるかー！！」怒りをおさえつつ、今回は本来の目的の場所へ。というのも、そこから歩いて10分のところに、半年経っても決して腐らず、病気も治す魔法の水が湧き出ている本物のパワースポットがあるらしいとの情報を事前にゲット。分杭峠看板横の舗装されていない砂利道を10分ほど歩き、ようやくたどり着いてみると、すでにそこには狭い敷地にバンが10台くらいギッシリ。しかもそれぞれが20ℓのポリタンク10個くらい持参で水汲み場は長蛇の列。さらに携帯用ベンチを取り出して腰掛け、酒盛りをするグループあり、タバコを吸うカップルありで、もはや気以前にマナーの問題。あまりの惨状に、もはや気を実感することもなく早々にその場を退散したわけですが…。あの時汲んだ水は、1カ月経ったあともおいしく飲めたので、もしかするとあの場所は、やはり本物なのかもしれません。





総務ご担当者のための 9月のお仕事カレンダー

日付	9月の業務内容
9月10日(月)	一括有期事業開始届（建設業）届出 参考：電子政府の総合窓口 イーガブ http://bit.ly/HZUh7R （URL を短縮しています。そのままクリックしてください）
9月10日(月)	8月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の支払い 参考：国税庁「源泉所得税の納付期限と納期の特例」 http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2505.htm
9月16日(日)	高校新卒者の採用選考・内定開始 参考：厚労省「平成24年3月卒業予定者に係る求人の状況について」 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001i60l-att/2r9852000001i62b.pdf
10月1日(月)	8月分健康保険・厚生年金保険料の支払 参考：日本年金機構「保険料と総報酬制について」 http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3789

- * 平成24年9月分（10月納付分）から厚生年金保険の保険料率が改定されます
- * 平成24年9月分（10月納付分）から新たに定時決定された標準報酬月額が反映されます

【あがわ・いしぜきのセミナー情報】

☆9月開催☆ 派遣元責任者講習会 ～参加者募集中～
労働者派遣法のしくみ、法改正、実務上のポイントがすっきりわかる内容です！

日 程 9月21日（金）10：00～17：00
会 場 新宿ファーストウエスト3F 新宿西口より徒歩5分
受 講 料 一般：8,000円 / 登録会員：7,000円（教材費、税込）
（お申し込みの際、阿河または石関の紹介とお伝えください。登録会員扱いとなります）
お申込み <http://www.field-planning.jp/category/1644513.html>

主催／株式会社フィールドプランニング お問い合わせ：03-3349-8223(代表)



<お問い合わせ・ご相談>

「社労士 AI 通信」のバックナンバーは So-net が運営する SOHO・個人事業主の事業支援サイト
「Smart SoHo」において好評掲載中！ <http://smartsoho.so-net.ne.jp/ainews/archive.html>

クオリタス社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 阿河 敬子
TEL :03-6435-3188 FAX :03-3452-8613
E-mail : info@qualitas-sr.jp
<http://qualitas-sr.jp/>



いしぜきマネジメント・オフィス
特定社会保険労務士 石関 裕子
TEL :03-5979-5977 FAX :03-5979-5976
E-mail : info@sr-ishizeki.jp
<http://www.sr-ishizeki.jp/>



社労士あがわといしぜきが愛と情熱を込めてお送りする「社労士 AI（エーアイ）通信・第5号」はお楽しみいただけましたでしょうか。ロンドンオリンピックも終わり、メダル獲得数は過去最多の38個と、日本選手の活躍がめざましかったですね。朝晩も涼しくなり、これようやく寝不足が解消されそうです。「社労士 AI 通信」に関してのご意見・ご感想などをお寄せいただければ今後の励みになります。では、また来月お目にかかります！！